

議案第 35 号

山都町介護保険条例の一部改正について

山都町介護保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和元年 6 月 6 日提出

山都町長 梅田 穰

(提案理由)

介護保険法施行令の一部を改正する政令等の施行に伴い、介護保険料の減額賦課に係る本年度及び令和 2 年度の保険料率を定めるため、山都町介護保険条例の一部を改正する必要があります。

これが、この議案を提出する理由です。

山都町介護保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

年 月 日

山都町長

山都町条例第 号

山都町介護保険条例の一部を改正する条例

山都町介護保険条例（平成17年山都町条例第101号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「平成32年度」を「令和2年度」に改め、同条第2項を削り、同条に次の3項を加える。

2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和元年度及び令和2年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、31,500円とする。

3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和元年度及び令和2年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「31,500円」とあるのは、「52,500円」と読み替えるものとする。

4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和元年度及び令和2年度における保険料率について準用する。この場合において、第2項中「31,500円」とあるのは、「60,900円」と読み替えるものとする。

附 則

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の第4条及び次項の規定は、平成31年4月1日から適用する。

（経過措置）

2 平成30年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

山都町介護保険条例(平成17年山都町条例第101号)新旧対照表

現行	改正後 (案)
<p>(保険料率)</p> <p>第4条 平成30年度から平成32年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p>2 所得の少ない第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る第1号に該当する者の平成30年度から平成32年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>37,800円</u>とする。</p>	<p>(保険料率)</p> <p>第4条 平成30年度から令和2年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p>2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和元年度及び令和2年度における保険料率は、<u>同号の規定にかかわらず、31,500円</u>とする。</p> <p>3 前項の規定は、<u>第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和元年度及び令和2年度における保険料率について準用する。</u>この場合において、<u>前項中「31,500円」とあるのは、「52,500円」と読み替えるものとする。</u></p> <p>4 第2項の規定は、<u>第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和元年度及び令和2年度における保険料率について準用する。</u>この場合において、<u>第2項中「31,500円」とあるのは、「60,900円」と読み替えるものとする。</u></p>